

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和04年01月19日

計画の名称	鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画（重点③）												
計画の期間	令和03年度 ～ 令和07年度（5年間）							重点配分対象の該当	○				
交付対象	滋賀県												
計画の目標	三重県北勢地域及び滋賀県東近江地域は、県境に位置する「鈴鹿山脈」を中心に自然豊かな環境や、歴史など地域の特色を活用した観光資源が多数存在する。また両地域は古来より伊勢と近江を結ぶルートとして峠越えが盛んに利用され、現在においても交流が深い地域であり、中部北陸圏の知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」の構成地域にも属するなど、観光客の誘致に力を注いでいるところである。これまで魅力的な観光資源が交通の不便さにより逃避されていたが、新名神高速道路や「鈴鹿山脈」を横断する国道306号、国道421号も整備され、「鈴鹿山脈」を中心とした周遊ルートが確立されつつある。これらの広域交通ネットワークを生かし、さらに「鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ 三重・滋賀広域活性化計画」において一部を補うことで、周遊観光の推進や両地域で行われている施策の連携、地域の交流に合わせた社会資本整備を進め地域の活性化をさらに推進する。上記計画のうち、重点計画として、関西広域地方計画の広域連携プロジェクトである「3-3. 歴史・文化・おもてなしプロジェクト」を推進するため、「彦根城」をはじめとする関西を代表する歴史・文化資産の世界遺産登録に向けた取組や、日本遺産、歴史的・文化的景観などの地域資源を活用したまちづくりといった各種取り組みと合わせて必要な基盤整備事業を実施することで、古人も盛んに往来した鈴鹿山脈を多様で世界の人々を魅了する広域観光ルートへの形成を図り、国内外観光客の効果的な誘客拡大を目指す。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	9,917	A	9,917	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R1		R7
1	【三重県・滋賀県 共通目標】三重県（重点計画対象拠点施設）、滋賀県（彦根市、東近江市、近江八幡市）における観光入込客数1,170万人（R1）から1,298万人（R7）に増加（128万人（11%）の増加）	1170万人	万人	1298万人
	【三重県・滋賀県 共通目標】観光入込客数 (観光入込客数の増加割合) = (評価時点の年間観光入込客数 - R1の年間観光入込客数) / (R1の年間観光入込客数)			
2	【滋賀県 単独目標】滋賀県（彦根市、東近江市、近江八幡市）における観光入込客数1,160万人（R1）から1,287万人（R7）に増加（127万人（11%）の増加）	1160万人	万人	1287万人
	【滋賀県 単独目標】観光入込客数 (観光入込客数の増加割合) = (評価時点の年間観光入込客数 - R1の年間観光入込客数) / (R1の年間観光入込客数)			
3	【滋賀県 単独目標】拠点施設を結ぶ観光ルートにおける1日当たりの総アクセス時間を176時間・台/日（R7）短縮する	0時間・台/日	時間・台/日	176時間・台/日
	【滋賀県 単独目標】拠点施設を結ぶ観光ルートにおける1日当たりの総アクセス時間短縮効果を算出 (アクセス時間短縮効果) = (Σ整備前のアクセス時間 - Σ整備後のアクセス時間) × 日交通量 (H27交通センサス)			

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	○	連携中核都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
定住自立圏共生ビジョンに基づき実施される要素事業：A2～A5、A10														

A 基幹事業																					
基幹事業 (人)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												R03	R04	R05	R06	R07					
		一体的に実施することにより期待される効果 備考																			
広域連携事業	A11-001	公園	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都市公園	施設整備	彦根総合スポーツ公園 (金亀公園)	公園整備 A=6.6ha	彦根市	■	■	■	■	■	1,000	1.9	—		
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府県道	改築	(一) 安食西八目線 安食西工区	バイパス L=1.0km	豊郷町	■	■	■	■	■	552		—		
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府県道	改築	(一) 神郷彦根線 神郷・川原工区	バイパス L=2.0km	東近江市、愛荘町	■	■	■	■	■	3,350	4.0	—		
	A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府県道	改築	(一) 五個荘八日市線 愛知川左岸工区	現道拡幅 L=1.8km	東近江市	■	■	■	■	■	745		—		
	A11-005	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府県道	改築	(一) 雨降野今在家八日市線 中岸本工区	交差点改良 L=0.8km	東近江市		■	■	■	■	900		—		
	A11-006	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府県道	改築	(主) 大津守山近江八幡線 多賀町工区	交差点改良 L=0.4km	近江八幡市	■	■	■	■	■	100		—		

A 基幹事業																				
基幹事業 (人)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		R03	R04	R05	R06	R07														
		一体的に実施することにより期待される効果 備考																		
広域連携事業	A11-007	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 近江八幡竜王線 岩倉工区	バイパス L=2.3km	近江八幡市	■	■	■	■	■	2,000	4.0	—	
	A11-008	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	(国) 306号 外町・ 原町工区	舗装修繕 L=0.6km	彦根市	■	■	■	■	■	200		—	
	A11-009	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(主) 彦根近江八幡線 本町・外町工区	舗装修繕 L=1.0km	彦根市	■	■	■	■	■	300		—	
A11-010	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	(国) 421号 野々宮 ・小脇工区	舗装修繕 L=1.4km	東近江市	■	■	■			120		—		
A11-011	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(主) 大津守山近江八幡 線 北之庄工区	舗装修繕 L=0.6km	近江八幡市	■	■				50		—		
A11-012	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(主) 近江八幡竜王線 弓削・岩井工区	舗装修繕 L=3.4km	竜王町	■	■	■	■	■	300		—		

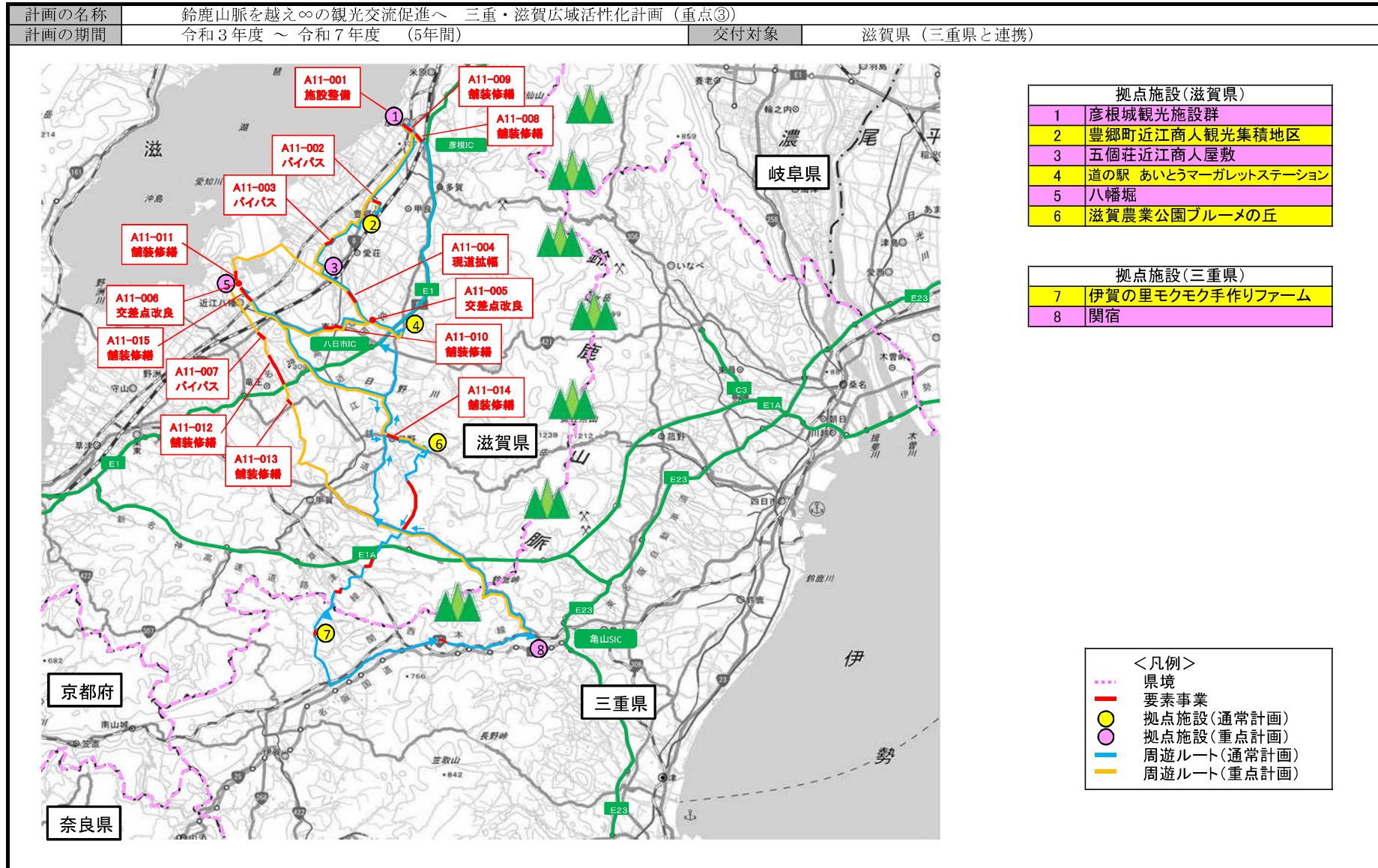
A 基幹事業																				
基幹事業（人）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		R03	R04	R05	R06	R07	一体的に実施することにより期待される効果 備考													
広域連携事業	A11-013	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(一) 水口竜王線 山之 上工区	舗装修繕 L=0.6km	竜王町	■	■				50		—	
	A11-014	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	修繕	(国) 4 7 7 号 松尾工 区	舗装修繕 L=0.8km	日野町	■	■				70		—	
	A11-015	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	修繕	(主) 大津守山近江八幡 線 西庄工区	舗装修繕 L=1.6km	近江八幡市	■	■	■				180		—
											小計							9,917		
											合計							9,917		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R3	R4			
配分額 (a)	904	878			
計画別流用増△減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	904	878			
前年度からの繰越額 (d)	0	658			
支払済額 (e)	246	970			
翌年度繰越額 (f)	658	566			
うち未契約繰越額 (g)	0	0			
不用額 (h=c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越＋不用率 (i=(g+h)/(c+d))	0.0%	0.0%			
未契約繰越＋不用率が10%を超えている場合 その理由					

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(整備計画関連事項)

計画の評価の実施予定							
事後：令和8年10月予定							
	拠点施設	広域的特定活動	重点地区		拠点施設	広域的特定活動	重点地区
①	彦根城観光施設群	観光案内、その他の役務の提供	彦根城周辺地区	⑥			
②	五個荘近江商人屋敷	観光案内、宿泊その他の役務の提供		⑦			
③	八幡堀	観光案内、宿泊その他の役務の提供		⑧			
④				⑨			
⑤				⑩			
備 考		・上記施設の活動は、令和3年3月5日の近畿圏広域地方計画協議会にて広域連携プロジェクト「3-3. 歴史・文化・おもてなしプロジェクト」に沿ったものとして確認がなされた活動・施設である。					
連携先都道府県との連携について							
連携方針	三重県、滋賀県の県境に位置する「鈴鹿山脈」は古来より伊勢と近江を結ぶルートとして盛んに利用され、交流、親交の深い地域となっており、現在も両県の市町で構成する「鈴鹿山麓無限会議」において、地域の特色を活用した施策や交流の活発化などの連携を深め、地域県境モデルの推進と融合に向けた地域づくりを目指している。これら当該地域の特色を活用した地域振興を推進するため、両県の主要拠点を結ぶアクセス道路や、インターチェンジ周辺地域の交通機能の強化を整備する。						
推進体制	両県の市町で構成され年間2回開催されている「鈴鹿山麓無限会議」の内容について情報共有を行い、これを踏まえた両県の事業推進に関する会議を行う。						
具体的な取組内容	「鈴鹿山麓無限会議」により、議論された地域の活性化策や振興策について、両県の情報共有や事業進捗に関する会議により今後の整備方法の検討を行い、当該地域の広域観光ルート形成や観光拠点へのアクセス道路の整備などを推進する。						
整備方針				整備方針に合致する主な事業			
①	拠点施設と一体となって、観光地としての魅力を高める			A11-001			
②	拠点施設へのアクセス時間を短縮させ、周遊効率性を高める			A11-002、A11-003、A11-007			
③	拠点施設へのアクセス時の快適性、安全性を高める			A11-004、A11-005、A11-006、A11-008、A11-009、A11-010、A11-011、A11-012、A11-013、A11-014、A11-015			
交付対象事業に関連して実施される主な事業							
・新名神高速道路（亀山西JCT～大津JCT間）6車線化（事業主体：NEXCO西日本）							
その他							
(広域的地域活性化のために連携して実施する施策)							
・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく滋賀県全域基本計画（計画主体：滋賀県 計画期間：平成30年～令和4年） 連携内容：琵琶湖を中心とする滋賀の歴史や歴史遺産・文化資産等の有形・無形の観光資源を生かした観光・スポーツ分野における地域経済牽引事業を創出							
・農山漁村活性化法に基づく活性化計画（計画終了） 連携内容：連携なし							
・広域周遊観光促進のための観光地域支援事業に基づく計画（該当なし） 連携内容：連携なし							
・物流総合効率化法に基づく総合効率化計画（該当なし） 連携内容：連携なし							

社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

計画の名称: 鈴鹿山脈を越え∞の観光交流促進へ
三重・滋賀広域活性化計画(重点③) 事業主体名: 滋賀県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1) 基本方針と適合している。	<input type="radio"/>
2) 上位計画等と整合性が確保されている。 ・国土形成計画(全国計画) ・国土形成計画(広域地方計画)、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ・社会資本整備重点計画 ・環境基本計画 ・その他(※該当するものがあれば記載すること。)	<input type="radio"/>
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1) 広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	<input type="radio"/>
2) 広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	<input type="radio"/>
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
3) 指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	<input type="radio"/>
4) 拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	<input type="radio"/>
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	<input type="radio"/>
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	<input type="radio"/>
2) 他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	<input type="radio"/>
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1) 拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	<input type="radio"/>
2) 拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	<input type="radio"/>
⑥円滑な事業執行の環境	
1) 民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	<input type="radio"/>
2) 事業実施のための環境整備が図られている。	<input type="radio"/>

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	4,372.65 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	37,324.17 百万円	$X \leq Y$ ゆえ、	本計画における交付限度額	4,372.65 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S 1,424.6 km²

拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)

π :3.14

r:最短距離 21.3

拠点施設から都道府県の境界までの距離 21.3 km

拠点施設から海岸線までの距離 49.8 km

r₀: 10.0 km

R: $r \geq r_0$ ゆえ、 21.3 km

T 5年

当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間

令和3年度 ~ 令和7年度

C 1,048.0 万円/km²・年度

単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額

行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)

S × C × T × 0.5 = 37,324.2 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	9,717 百万円
	提案事業(B)	0 百万円
	合計	9,717 百万円

$\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$	8,745.3
$\alpha 2 = 12A / 11 =$	10,600.4
$\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X): $\alpha / 2 =$	4,372.7 百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

<選定方法>

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
彦根城観光施設群	11.4	45	11.4
五個荘近江商人屋敷	21.3	46.7	21.3
八幡堀	21.3	49.8	21.3

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
八幡堀	21.3	49.8

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	彦根城観光施設群	所在地	滋賀県彦根市
設置主体	彦根市	管理・運営主体	彦根市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数(R1) : 766千人		
拠点施設の整備の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	整備期間	令和元年度～令和5年度

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

彦根藩35万石の城下町として発展してきた歴史があり、彦根市の象徴である彦根城天守を含む特別史跡彦根城跡、名勝玄宮楽々園、更に旧城下町の面影を残すまちなみや社寺などが数多く残っており、また夢京橋キャッスルロード、四番町スクエアなどの商業施設も集約している「一団地の観光施設」であり、国宝に指定されている彦根城を柱とした城下町の呼吸を感じる「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

彦根市においては、「彦根駅周辺地区都市再編集支援事業」(拠点施設整備事業)として、多くの市民や観光客が行き交うJR彦根駅周辺を都市核とし、環境整備に積極的に取り組むとともに国宝彦根城と一体となった都市空間の形成と、恵まれた歴史資産を活かした彦根にふさわしい賑わいのあるまちづくりを進めている。滋賀県においては、彦根総合スポーツ公園(金亀公園)を令和7年に開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場となる総合公園として整備しており、国スポ開催を契機に、スポーツ拠点としての機能を強化するとともに、拠点施設へのアクセス通路となる連絡橋や駐車場、広場(エントランス広場、緑の広場)、トイレ等の公園施設や民間活力による施設(レストラン・カフェ等を予定)など公園の利便性を高める施設を整備(基幹事業)するものである。

これらを一体的に整備することで、拠点施設としては彦根総合スポーツ公園(金亀公園)の駐車場やトイレ等を利用することができ、観光客の受入環境が向上する。また、彦根総合スポーツ公園(金亀公園)のスタジアムの利用者を彦根城などの観光へ誘導することができる。一方で彦根総合スポーツ公園(金亀公園)としては、彦根城およびJR彦根駅の観光客が公園を訪れるため、観光との相乗効果により、来園者の増加、公園の賑わいの発生、地域の活性化が図れる。

また、当拠点施設へのアクセスルートである安食西八目線には一部離合困難の幅員狭隘区間が存在するため、バイパス整備により通行安全性、アクセス性の向上や、国道306号および彦根近江八幡線の舗装損傷区間の解消による、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

国宝の彦根城や名勝玄宮楽々園等の歴史的資産、彦根城博物館の観覧など、見所が多く県内でも有数の観光地である。2017年には「国宝彦根城築城410年祭」(推進委員会事務局)、ご当地キャラ博in彦根2017(ご当地キャラ博彦根実行委員会)が開催される等、観光振興に取り組んでいる。また毎年、「ご城下にぎわい市」、「玄宮園ライトアップ」やご当地キャラとして人気のあるひこにゃんによる「ひこにゃんの戦国パフォーマンス」など観光客を呼ぶ込みイベントを開催している。

<将来>

県と彦根市は、令和6年度に彦根城の世界遺産登録を目指している。登録によって、全国および世界中の人にその価値を知られるようになり、国際観光拠点・広域観光拠点として更なる観光客の増加が見込まれる。世界遺産登録に向けて、彦根城の価値を知ってもらうため、彦根城世界遺産登録推進協議会にて、登録のPRパンフを作成している。また、観光施設として、彦根城を滋賀県観光キャンペーン「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」に盛り込み、「ひこね城あかり」として彦根城のライトアップを行うなど、彦根城を訪れてもらえるようイベントを実施している。さらに、彦根城を適切に保存するため、御城印を発行し、収益を維持管理費に活用している。加えて「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」が設立され、市民・行政・企業・有識者が一体となって、世界遺産登録に向け取り組みを進めている。

また、彦根市では、彦根駅周辺地区都市再編集支援事業にて、多くの市民や観光客が行き交うJR彦根駅周辺を都市核とし、世界遺産登録を目指す彦根城と一体となった都市空間の形成を進めており、周辺道路、駅前広場、休憩施設の修景整備や公衆トイレ、案内サインの設置を実施するなど、「観光旅客に対する観光案内、その他役務の提供に関する事業活動」を行い、令和6年度の世界遺産登録及び令和7年度滋賀県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会による来訪者の増加に対応する。

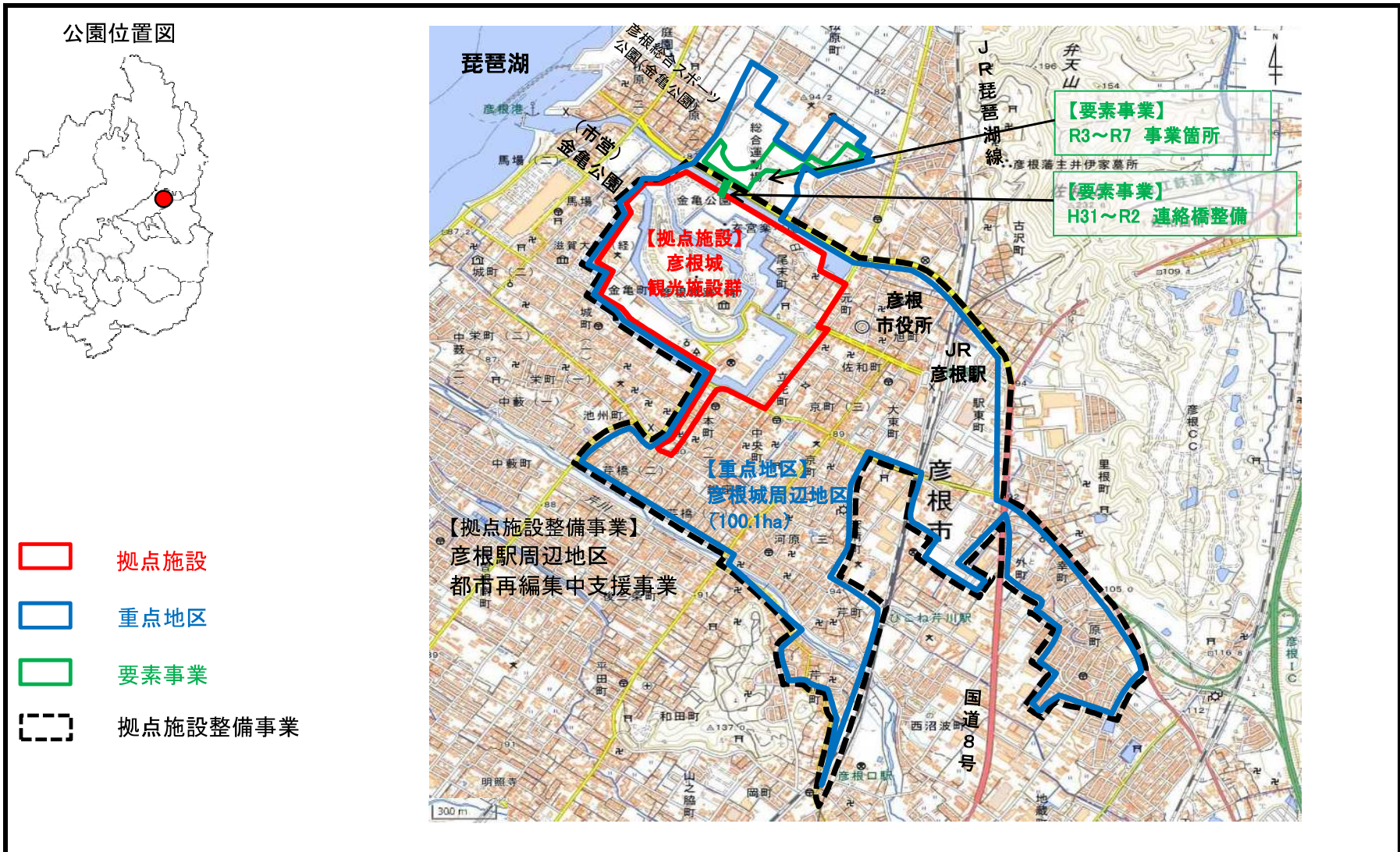
<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

(確認様式2-1)

重点地区に関する事項

彦根城周辺地区	所在地	滋賀県彦根市	重点地区の面積	324.8ha
---------	-----	--------	---------	---------



(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名		彦根城観光施設群	
構成施設	所在地	設置主体	管理・運営主体
彦根城天守	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城西の丸三重櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城太鼓門櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城天秤櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城佐和口多聞櫓	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
馬屋	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
玄宮楽々園	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
埋木舎	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根城博物館	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
開国記念館	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
金亀児童公園	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
彦根総合スポーツ公園(金亀公園)	滋賀県彦根市金亀町	彦根市	彦根市
夢京橋キャッスルロード	滋賀県彦根市本町	彦根市・夢京橋商店街	夢京橋商店街
四番町スクエア	滋賀県彦根市本町	彦根市・彦根商工会議所	株式会社 四番町スクエア

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	五個荘近江商人屋敷	所在地	滋賀県東近江市五個荘金堂町
設置主体	東近江市	管理・運営主体	東近江市
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数 : 40千人		
拠点施設の整備の有無	(有) ・ 無	整備期間	令和2年 4月～令和8年 3月

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

近代日本経済の基礎を築いた近江商人発祥地として広く全国に知られ、現在も商人たちの本宅と伝統的な農家住宅が調和のとれた美しい町並となっている「一団地の観光施設」であり、平成27年には「琵琶湖とその水辺景観 祈りと暮らしの水遺産」の一つとして日本遺産に認定されている東近江市の「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設へのアクセスルートは国道8号であるが、愛荘町愛知川地先には主要渋滞箇所が3箇所連続し慢性的な渋滞が発生するため、神郷彦根線へのバイパス整備を行うことにより、通行時間短縮を図りアクセス性の向上や、五個荘八日市線の一部区間において離合困難の幅員狭隘区間が存在するため現道拡幅を行い、通行安全性、アクセス性の向上を図る。さらに、雨降野今在家八日市線の東近江市中岸本町地先の交差点は右折レーンが無く交通停滞が発生するため、交差点改良による、アクセス性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

五個荘金堂地区では近江商人屋敷3邸と金堂まちなみ保存交流館が公開されており、近江商人の本宅の佇まいを知ることができる。町並は平成10年に国の重要伝統的建造物群保存地区に登録され、平成27年には日本遺産にも認定されており、地域の人びとが行政や有識者などと一体となった、地域活性化事業、修理修景化事業などの町並み保存事業に取り組んでいる。また、近江商人のふるさととして、五個荘(東近江市)、日野町、近江八幡市による「近江商人ゆかりの町連絡会」が組織されており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客の誘致を行っている。

<将来>

現在の美しい町並みを伝承するため、令和元年度から「五個荘金堂地域歴史的資源活用まちづくり協議会」を立ち上げ、課題の共有や町並みの保存・活用について議論されており、これを踏まえ、令和2年度から近江商人屋敷を宿泊が可能な施設としてリノベーションを行っている。次年度以降もまちなみや景観に配慮した宿泊施設やレストラン等の整備を順次行う計画であり、これら「観光案内、宿泊その他の役務に関する事業活動」と、歴史的建造物への新たな付加価値により来訪者の増加が見込まれている。

<該当する広域連携プロジェクト>

③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。

⑥ 大阪府ビュースポット景観形成会議の発足を契機として、自然などの眺めの良い場所だけではなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみを眺めることのできる場所も「見て美しいと感じる場所(ビュースポット)」として捉え、景観資源を発掘するとともに、愛着をもってよりよいまちづくりを促進する。また、各地域が連携して地域資源を活かした取組を促進し、国内外の人々に関西の魅力を発信する。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	八幡堀	所在地	滋賀県近江八幡市多賀町
設置主体	滋賀県	管理・運営主体	滋賀県
拠点施設の区分	法第2条第2項第2号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(1)
拠点施設データ	観光入込客数 : 367千人		
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期間	—

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

八幡堀は、安土桃山時代に豊臣秀次の八幡山城居城のもと、城下町が栄える原因となった町の一大動脈である。近江商人の発祥と発展、また町の繁栄に八幡堀は大きな役割を果たし、江戸時代後期には近江国において大津と並ぶ賑わいを見せた。近年になって、市民が中心となった再生の取り組みが行われ、河川改修として整備、船着き場などが復元され周囲の土蔵や木造家屋と一体となった美しい景観が蘇った「一団地の観光施設」であり、近江八幡市の「主要な観光地」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当拠点施設へのアクセスルートは大津守山近江八幡線であるが、近江八幡市多賀町地先の交差点は右折レーンが無く交通停滞による渋滞が発生するため、交差点改良により、通行時間の短縮と通行安全性、アクセス性の向上を図る。また、国道421号、大津守山近江八幡線、国道477号の舗装損傷区間の解消により、快適性、安全性の向上を図る。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

1960年代ごろは雑草が生い茂った荒れた状態であった八幡堀であったが、その後住民が中心となった組織により堀を保全する活動が始まり、八幡堀を現在の姿に再生させた。その結果、国の「重要文化的景観」の第1号として選定され、また、八幡堀沿いの、白壁の蔵や町屋建物が軒を連ねた景観の美しさから、国の「重要伝統的建造物群保存地区」にも選定されている。これら景観の美しさから、数々の映画や時代劇のロケ地としても有名となり、さらには「八幡堀めぐり」により手漕ぎ舟で情緒ある景観を楽しむことも可能で多くの観光客が訪れている。

また、近江商人のふるさととして、五個荘(東近江市)、日野町、近江八幡市による「近江商人ゆかりの町連絡会」が組織されており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客の誘致を行っている。

<将来>

当該施設は宿泊施設も存在せず、昼間営業の店舗が大半で日帰り旅行をメインとした観光地であったが、従来の八幡堀の面的なライトアップやこれを一望できるロープウェイの夜間営業の取り組みにより、近年、夜間も営業するクラフトビール店など、夜の楽しみを提供する店舗も開店している。また、令和2年度には新たにゲストハウスがオープンするなど、宿泊施設が5件以上誕生しており、滞在型の観光地形成への動きが見受けられる。さらに、近江八幡市では令和2年度から八幡堀の重要文化的景観を損なわない散策路照明を含めたライトアップ整備に着手しており、今後は夜間の散策等も可能となることから「滞在旅行者に対する観光案内、宿泊その他の役割に関する事業活動」が拡充され、将来にわたり来訪者の増加が見込まれる。

<該当する広域連携プロジェクト>

⑦河川や運河等を憩いの水辺空間として活用したり、舟運の復活・利活用や美しい都市の夜景を観光資源として活用するなど、まちづくりと一体となった水辺の整備を進め、地域資源としての魅力向上に向けた取組を推進する。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	関宿	所在地	亀山市関町木崎、中町、新所
設置主体	亀山市観光協会	管理・運営主体	亀山市観光協会
拠点施設の区分	法2条2項第3号	広域的特定活動の区分	法2条1項第1号口(2)
拠点施設データ	観光入込客数： 95千人（内県内： 47千人 県外： 48千人）		
拠点施設の整備の有無	有・無	整備期間	平成20年度～令和2年度
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 関宿は東海道五十三次の47番目の宿場町として栄え、江戸時代後期から明治時代にかけて建てられた町家が200棟以上も現存し、国の重要伝統的建造物群保存地区(昭和59年選定)や日本の道百選(昭和61年選定)に選定されている。			
＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 関宿へのアクセスルートは近江八幡竜王線であるが、近江八幡市千僧供町地先には主要渋滞箇所による慢性的な渋滞区間が存在するため、バイパス整備を行うことにより、通行時間短縮とアクセス性の向上を図る。また、近江八幡竜王線、水口竜王線の舗装損傷区間の解消により、快適性、安全性の向上を図る。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
＜現況＞ 関宿では、関宿に関する歴史資料を保存公開する「関まちなみ資料館」、「関宿旅籠玉屋歴史資料館」などが公開されており、江戸時代当時の歴史・文化を知ることができる。町並みは昭和59年に国の重要伝統建築物群保存地区に登録され、地域の人びとが行政や有識者などと一体となった、修理修景化事業、亀山市歴史的風致維持向上計画などの町並み保存事業に取り組んでいる。また、「関宿町並み保存会」や「関宿案内ボランティアの会」が組織されており、共同イベントの開催やHP等による情報発信により観光客の誘致を行っている。			
＜将来＞ 現在の美しい町並みを伝承するため、引き続き連携地区基盤強化事業、亀山市歴史的風致維持向上計画を継続する。三重県伊賀市・亀山市・滋賀県甲賀市の3市連携による「となりまち い・こ・か」などによるイベント開催を予定していることや同時に交通管理施設として最も重要視された鈴鹿関跡(三関)が新たに国の史跡に登録されたことにより、さらなる観光入込客数の増加が見込まれることから、今後も北勢地域の魅力を発信していくことで、地域への経済波及効果を高める。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞			
③ 関西を代表する歴史・文化資産である「彦根城」や、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」、「百舌鳥・古市古墳群」及び「宇治茶生産の景観」、「天橋立」、「鳴門の渦潮」等の世界遺産登録に向けた取組の推進や、日本遺産、近代化産業遺産の認定を通して文化財の保存・整備を図るとともに、観光資源として積極的に国内外への発信や活用を図る。			
⑥ 大阪府ビュースポット景観形成会議の発足を契機として、自然などの眺めの良い場所だけではなく、旧街道や宿場町などの歴史的・文化的景観や美しいまちなみを眺めることのできる場所も「見て美しいと感じる場所(ビュースポット)」として捉え、景観資源を発掘するとともに、愛着をもってよりよいまちづくりを促進する。また、各地域が連携して地域資源を活かした取組を促進し、国内外の人々に関西の魅力を発信する。			

(確認様式3)

道路

都市計画道路名又はその他道路名 注1)	番号	区間	道路区分 注2)	事業主体	事業手法 注3)	工種	延長 m	車道幅員		車線数		歩道幅員		交付事業費 百万円	交付事業における事業期間 (年度)	事業内容 注4)	都市計画決定 年月	広域的特定活動に伴う 人流・物流との関係性		整備効果等 注6)	供用等 注7)	備考 注8)
								整備前 m	整備後 m	整備前 車線	整備後 車線	整備前 m	整備後 m					自 (拠点施設)	至 注5)			
<道路>																						
一般県道 安食西八日線	A11-002	安食西	地	滋賀県	—	改築	1,000	5.0	6.5	1.0	2.0	—	3.0	552	R3~R7	バイパス整備	—	豊郷町近江商人観光集積地区	彦根城観光施設群	未改良区間(L=1.0km)の解消	全線完成供用L=1.0km(R8.3予定)	T27=2,067台/日、K=1.32
一般県道 神郷彦根線	A11-003	神郷・川原	地	滋賀県	—	改築	2,000	—	6.5	—	2.0	—	3.0	3,350	R3~R7	バイパス整備	—	彦根城観光施設群	五個荘近江商人屋敷	渋滞箇所迂回による時間短縮(11分)	全線完成供用L=2.0km(R8.3予定)	T27=4,276台/日、K=0.67
一般県道 五個荘八日市線	A11-004	愛知川左岸	地	滋賀県	—	改築	1,800	4.0	6.0	1.0	2.0	—	2.5	745	R3~R7	現道拡幅	—	道の駅 あいとうマーガレットステーション	五個荘近江商人屋敷	未改良区間(L=1.8km)の解消	全線完成供用L=1.8km(R8.3予定)	T27=8,197台/日、K=0.77
一般県道 雨降野今在家八日市線	A11-005	中岸本	地	滋賀県	—	改築	800	5.5	9.0	2.0	3.0	1.0	6.0	900	R4~R7	交差点改良	—	道の駅 あいとうマーガレットステーション	五個荘近江商人屋敷	右折レーン設置により、西進車の円滑な通行を確保	全線完成供用N=1箇所(R8.3予定)	T27=2,268台/日、K=0.24
主要地方道 大津守山近江八幡線	A11-006	多賀町	地	滋賀県	—	改築	400	6.0	9.0	2.0	3.0	4.0	4.0	100	R3~R7	交差点改良	—	五個荘近江商人屋敷	八幡塚	右折レーン設置により、直進車の円滑な通行を確保	全線完成供用N=1箇所(R8.3予定)	T27=15,608台/日、K=1.03
主要地方道 近江八幡竜王線	A11-007	岩倉	地	滋賀県	—	改築	2,300	6.0	6.5	2.0	2.0	—	3.0	2,000	R3~R7	バイパス整備	—	八幡塚	関宿	未改良区間(L=2.3km)の解消	全線完成供用L=2.3km(R8.3予定)	T27=10,869台/日、K=0.69
一般国道 306号	A11-008	外町・原町	国	滋賀県	—	修繕	600	6.5	—	2.0	—	—	—	200	R3~R7	舗装修繕	—	彦根IC	彦根城観光施設群	舗装損傷区間(L=0.6km)の解消	全線完成供用L=0.6km(R8.3予定)	T27=22,870台/日、K=1.68
主要地方道 彦根近江八幡線	A11-009	本町・外町	地	滋賀県	—	修繕	1,000	6.0	—	2.0	—	—	—	300	R3~R7	舗装修繕	—	彦根IC	彦根城観光施設群	舗装損傷区間(L=1.0km)の解消	全線完成供用L=1.0km(R8.3予定)	T27=14,166台/日、K=1.03
一般国道 421号	A11-010	野々宮・小脇	国	滋賀県	—	修繕	1,400	6.5	—	2.0	—	—	—	120	R3~R5	舗装修繕	—	道の駅 あいとうマーガレットステーション	八幡塚	舗装損傷区間(L=1.4km)の解消	全線完成供用L=1.4km(R6.3予定)	T27=9,653台/日、K=0.70
主要地方道 大津守山近江八幡線	A11-011	北之庄	地	滋賀県	—	修繕	600	6.0	—	2.0	—	—	—	50	R3~R4	舗装修繕	—	五個荘近江商人屋敷	八幡塚	舗装損傷区間(L=0.6km)の解消	全線完成供用L=0.6km(R5.3予定)	T27=15,608台/日、K=1.03
主要地方道 近江八幡竜王線	A11-012	弓削・岩井	地	滋賀県	—	修繕	3,400	6.0	—	2.0	—	—	—	300	R3~R7	舗装修繕	—	八幡塚	関宿	舗装損傷区間(L=3.4km)の解消	全線完成供用L=3.4km(R8.3予定)	T27=6,250台/日、K=0.68
一般県道 水口竜王線	A11-013	山之上	地	滋賀県	—	修繕	600	6.0	—	2.0	—	—	—	50	R3~R4	舗装修繕	—	八幡塚	関宿	舗装損傷区間(L=0.6km)の解消	全線完成供用L=0.6km(R5.3予定)	T27=3,293台/日、K=0.43
一般国道 477号	A11-014	松尾	国	滋賀県	—	修繕	800	6.5	—	2.0	—	—	—	70	R3~R4	舗装修繕	—	滋賀農業公園ブルームの丘	八幡塚	舗装損傷区間(L=0.8km)の解消	全線完成供用L=0.8km(R5.3予定)	T27=2,960台/日、K=0.38
主要地方道 大津守山近江八幡線	A11-015	西庄	地	滋賀県	—	修繕	1,600	6.0	—	2.0	—	—	—	180	R3~R5	舗装修繕	—	道の駅 あいとうマーガレットステーション	八幡塚	舗装損傷区間(L=1.6km)の解消	全線完成供用L=1.6km(R6.3予定)	T27=15,608台/日、K=1.03

(参考)

<関連事業>																						

※本調査にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国:国道、地:地方道、街:街路、他:いずれにも該当しないもの。

注3)「関連事業」については、通、交、地特、車独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4)施設の種類、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5)「**事業実施に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、IC等)途上の事業なのかを明確にすること。**

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設的位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分→○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。

注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L=○m(R○、○予定)」、「部分供用L=○m(R○、○目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(台/日)、混雑度等 ※交通量は最新のセンサデータを用いて記載すること。

・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等

<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせで効果的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。

※不足する場合は適宜を追加すること。

※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3~5年)内に一定の成果をあげることでできない大規模な事業は、交付対象外。

(確認様式3)

公園（都市公園事業）

ふりがな 公園名		ひこねそうごう こうえん(こんきこうえん) 彦根総合スポーツ公園(金亀公園)		当初の都市計画決定	昭和33年12月8日	事業期間	平成31年度～令和7年度	事業種別(注2)	
公園種別(注1)	総合			直近の都市計画変更	平成28年12月28日	(完成予定年度)	令和7年度	①国家的記念事業関連公園	○
計画面積	21.8ha	供用済み面積	Oha	当初の事業認可取得時期	平成29年4月20日	全体事業費	1,400百万円	②観光振興の拠点となる都市公園	○
公園の概要(目的、計画概要)				直近の事業認可取得時期	平成29年4月20日	※単独費を含む総事業費	21,300百万円	③大規模公園	
彦根総合スポーツ公園(金亀公園)を令和7年度に開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場となる総合公園として整備しており、国スポ開催を契機に、スポーツ拠点としての機能を強化するとともに、拠点施設へのアクセス通路となる連絡橋や駐車場、広場、トイレ等の公園施設や民間活力による施設(レストラン・カフェ等を予定)など公園の利便性を高める施設を整備するものである。								④防災公園	○
地域の抱える課題に対する当該公園の役割、機能						交付期間内に発現する事業効果		彦根総合スポーツ公園(金亀公園)と拠点施設とを一体的に利用できるよう整備することで、回遊性の向上など魅力的な公園サービスを提供し、来園客の増加に繋げていく。	
国民スポーツ大会等の開催、世界遺産登録を契機に、彦根総合スポーツ公園(金亀公園)と彦根駅周辺地区の整備を進め、全国から来られる方々に、更にこの地域の魅力をアピールし観光振興を図る必要がある。								施設整備計画(公園内で交付対象事業及び提案事業で実施するもの)(注3)	
用地取得計画(m ²)				施設整備計画(公園内で交付対象事業及び提案事業で実施するもの)(注3)					
	地域活性化計画以前取得済み面積	地域活性化計画内取得面積	残面積	合計	備考	施設名	交付対象事業	規模、構造、施設概要等	
買収	84,505	0	0	84,505		平成31、令和2年度			
(内買い戻し)	79,285	0	0	79,285		連絡橋	公園	L=115.0m、W=6m(県:市負担割合=3:7)	
国公有地	0	0	0	0		令和3～7年度			
その他	0	0	0	0		園路	公園	アスファルト舗装 等	
合計	84,505	0	0	84,505		便益施設	公園	便所、駐車場、EV充電器 等	
計画期間中の事業費				修景施設					
費目	地域活性化計画以前	地域活性化計画事業費	残事業費	合計	休養施設	公園	ベンチ、四阿 等		
交付金事業費 (百万円)	用地費	1,917	0	1,917	管理施設	公園	照明灯、フェンス 等		
	施設費	3,242	1,400	1,405	連絡通路	公園	1.0橋、階段、EV 等		
	計	5,159	1,400	1,405					
単独事業費 (百万円)	用地費	260	0	4					
	施設費	2,528	0	10,422					
	計	2,788	0	10,426					
合計 (百万円)	用地費	2,177	0	4					
	施設費	5,770	1,400	11,827					
	計	7,947	1,400	11,831					
供用予定面積	Oha	Oha	21.8ha	21.8ha					

注1) 地区の欄は、都市公園の種別(広域公園、総合公園、運動公園等)

注2) 事業種別の欄は、都市公園等統合補助事業制度要綱に定める国家的事業(オリンピック、国際博覧会、国民体育大会、全国都市緑化フェア等)関連公園、歴史的・自然的・文化的資源又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園、大規模公園(広域公園、レクリエーション都市)、防災公園(防災拠点、避難地、緩衝緑地及び防災緑地)、環境の保全・創出を積極的に図るべき地域において環境の向上を図る自然再生緑地のうち、該当する事業の右欄に○を記入。

注3) 施設整備計画の欄は、当該都市公園内で実施する施設整備の概要を記載する。交付対象事業の欄には、地域自立・活性化交付金の交付対象事業名又は提案事業を記載する。

注4) 地区交付事業の設計図(平面図)は、地域自立・活性化交付金で整備する都市公園全てについて添付すること。また設定した地区及び地区内の整備箇所(交付金、単独問わず)については、整備方針概要図の中に明示すること。

彦根総合スポーツ公園(金亀公園) 事業実施箇所図

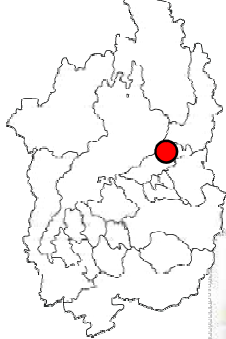
【拠点施設整備との関連性】

彦根市においては、「彦根駅周辺地区都市再編集中支援事業」(拠点施設整備事業)として、多くの市民や観光客が行き交うJR彦根駅周辺を都市核とし、環境整備に積極的に取り組むとともに国宝彦根城と一体となった都市空間の形成と、恵まれた歴史資産を活かした彦根にふさわしい賑わいのあるまちづくりを進めている。

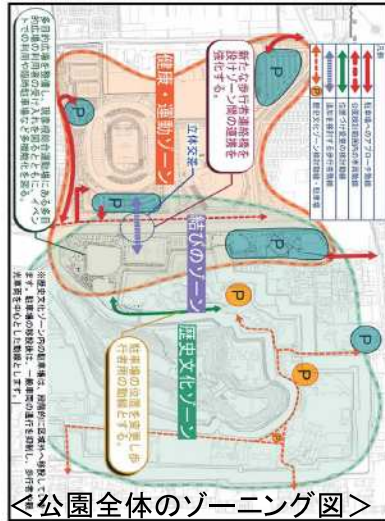
滋賀県においては、彦根総合スポーツ公園(金亀公園)を令和7年に開催する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の主会場となる総合公園として整備しており、国スポーツ開催を契機に、スポーツ拠点としての機能を強化するとともに、拠点施設へのアクセス通路となる連絡橋や駐車場、広場(エントランス広場、緑の広場)、トイレ等の公園施設や民間活力による施設(レストラン・カフェ等を予定)など、公園の利便性を高める施設を整備するものである。(基幹事業)

これらを一体的に整備することで、拠点施設としては彦根総合スポーツ公園(金亀公園)の駐車場やトイレ等を利用することができ、観光客の受入環境が向上する。また、彦根総合スポーツ公園(金亀公園)のスタジアムの利用者を彦根城などの観光へ誘導することができる。一方で彦根総合スポーツ公園(金亀公園)としては、拠点施設の観光客が公園を訪れるため、観光との相乗効果により、来園者の

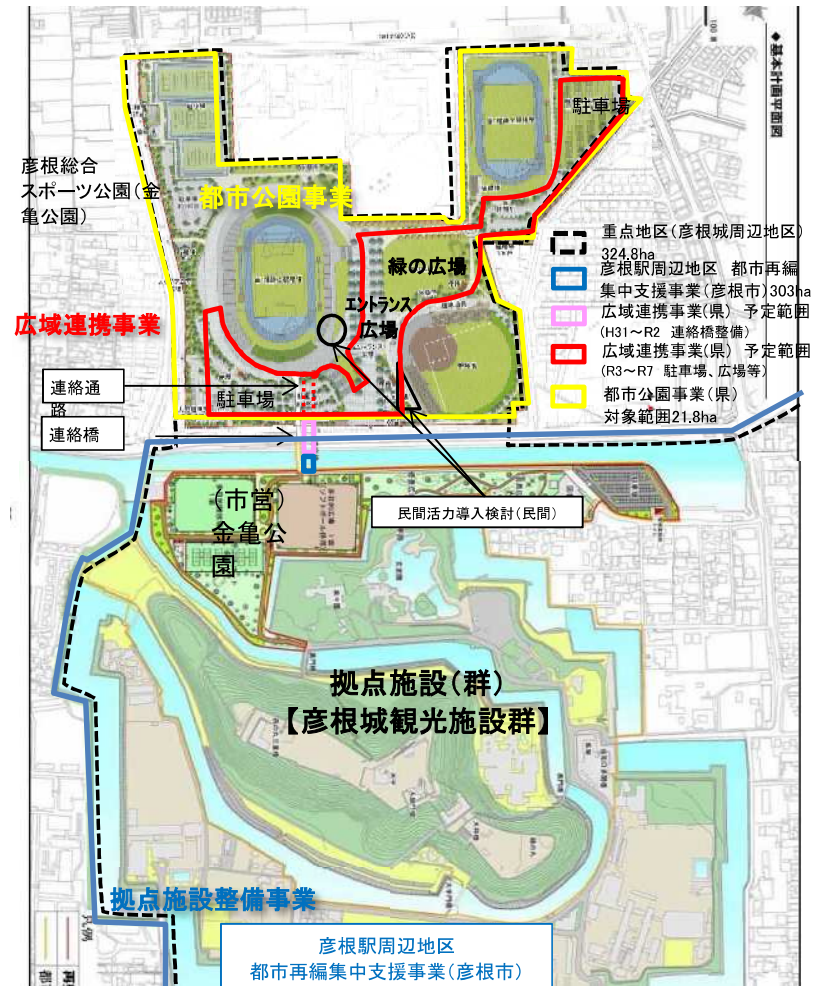
公園位置図



<公園完成イメージ>



<公園全体のゾーニング図>



(確認様式4)






(一)神郷彦根線 神郷・川原工区 (一)安食西八目線 安食西工区(滋賀県) 事業実施箇所図

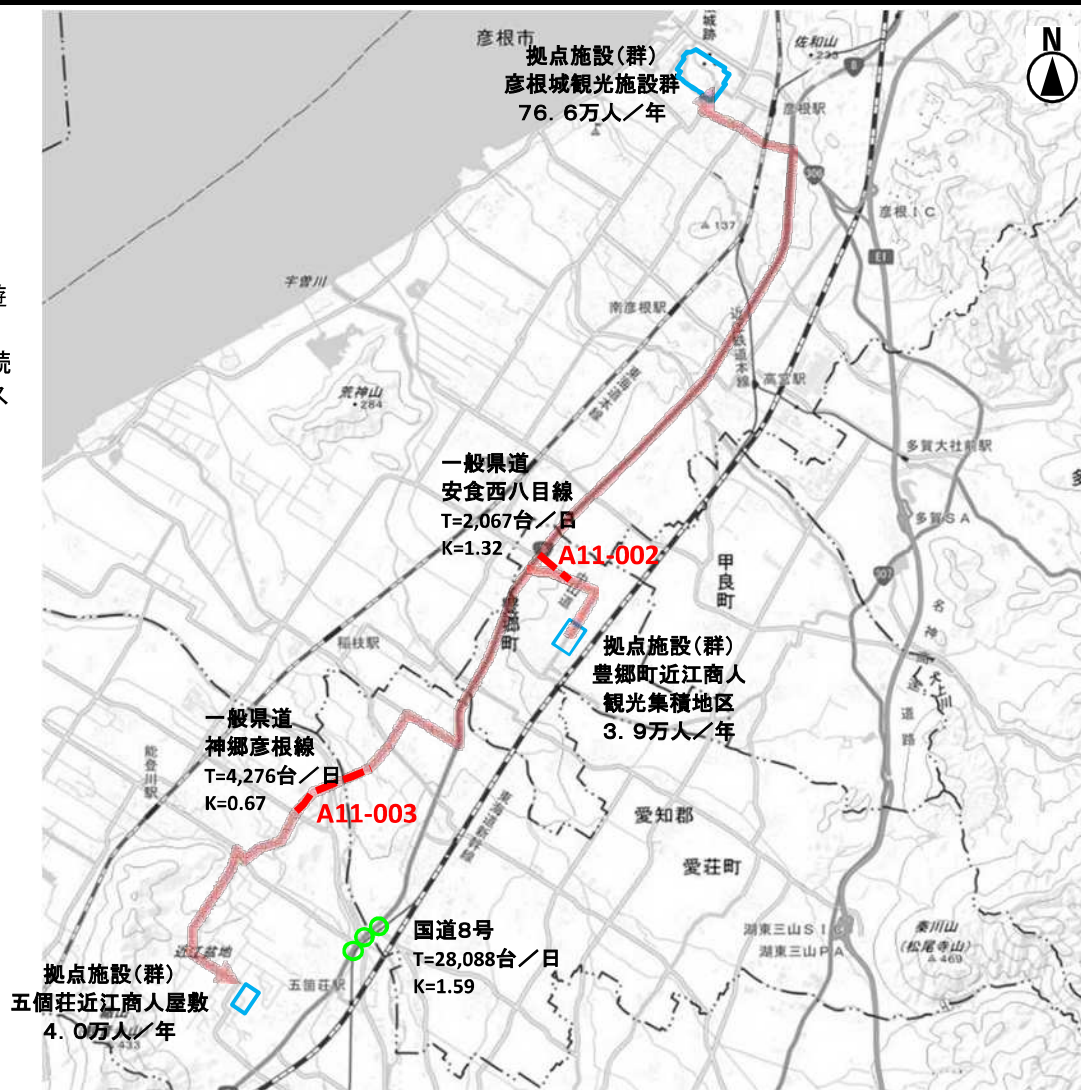
番号	事業内容	アクセス経路
A11-002	バイパス	3
A11-003	バイパス	3

【アクセス経路 3の理由】

・最短ルートは幅員狭隘区間が多く存在しており、観光周遊ルートとしては国道8号を利用するルートが一般的である。ただし、愛荘町愛知川地先には主要渋滞箇所が3箇所連続し慢性的な渋滞が発生するため、神郷彦根線へのバイパス整備を行うことにより、通行時間短縮とアクセス性の向上を図る。

凡例

	基幹事業
	主要アクセス
	主要渋滞箇所
	拠点施設
	拠点施設(群)








(確認様式4)

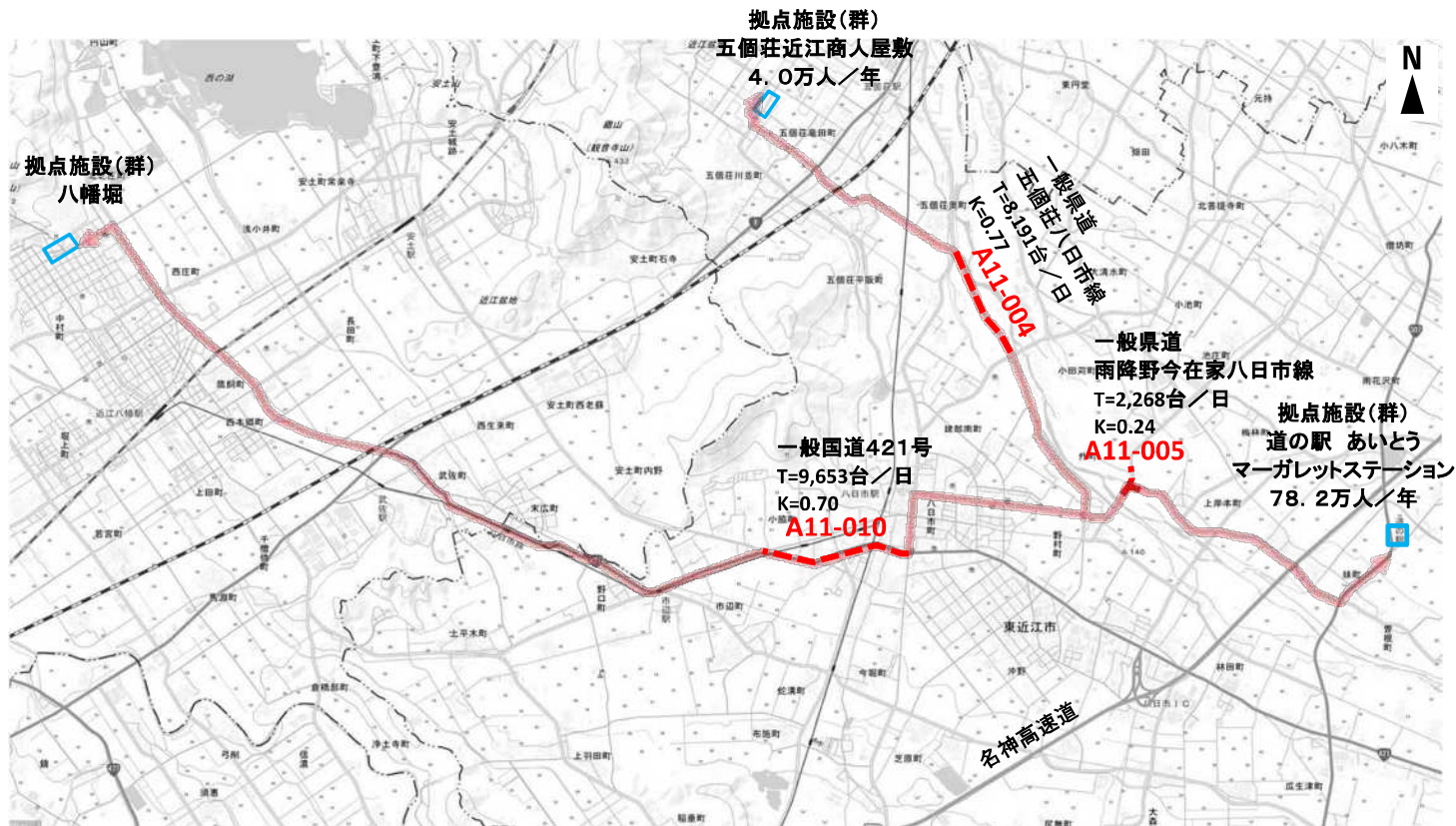
(一)五個荘八日市線 愛知川左岸工区 (一)雨降野今在家八日市線 中岸本工区
 (国)421号 野々宮・小脇工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-004	現道拡幅	1
A11-005	交差点改良	1
A11-010	舗装修繕	1

【A11-005の事業内容について】
 ・交差点改良を目的とした事業であり、滞留長確保のため、アクセスルート外についても事業内容に含むものとする。

凡例

	基幹事業
	主要アクセス
	主要渋滞箇所
	拠点施設
	拠点施設(群)

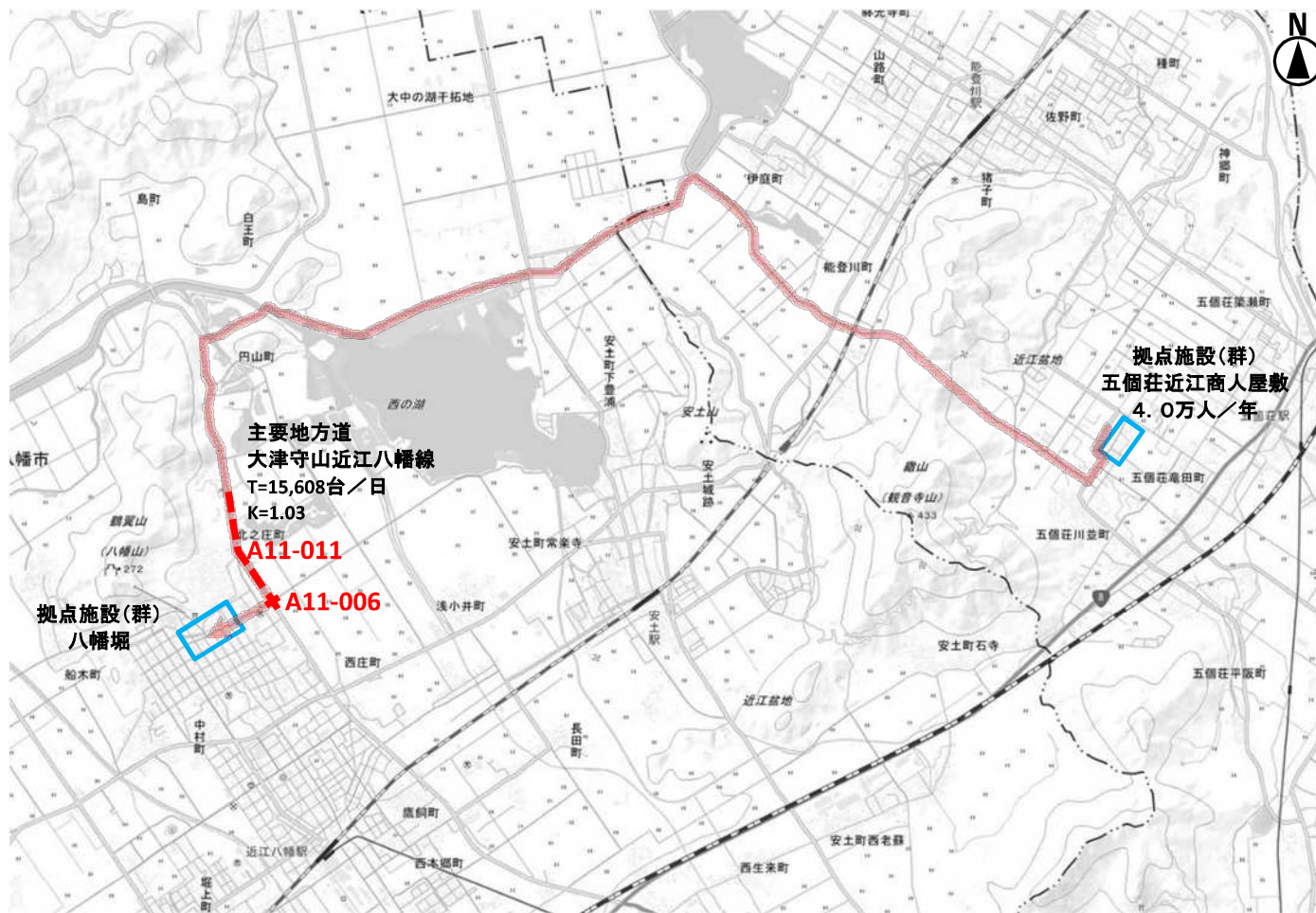


(確認様式4)

(主)大津守山近江八幡線 多賀町工区、北之庄工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-006	交差点改良	1
A11-011	舗装修繕	1

【A11-003事業内容について】
 ・交差点改良を目的とした事業のため、
 アクセスルート外についても事業内容
 に含むものとする。



凡例

	基幹事業
	主要アクセス
	拠点施設
	拠点施設(群)

(確認様式4)

(主)近江八幡竜王線 岩倉工区、弓削・岩井工区 (一)水口竜王線 山之上工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-007	バイパス	3
A11-012	舗装修繕	1
A11-013	舗装修繕	1






【アクセス経路 3の理由】

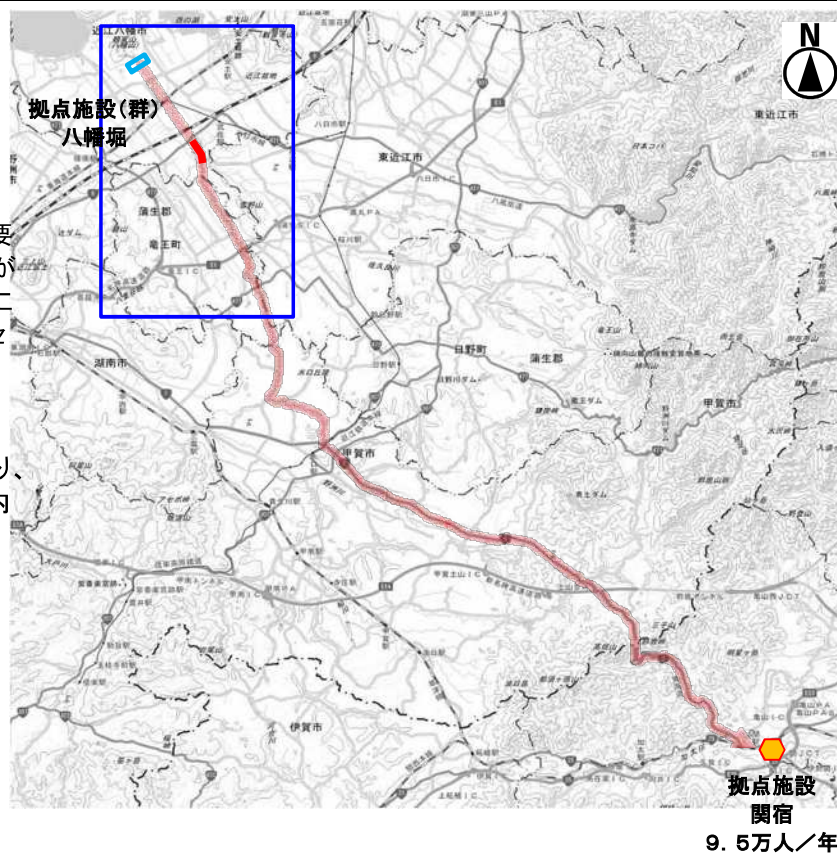
・近江八幡市千僧供町地先には主要渋滞箇所による慢性的な渋滞区間が存在するため、バイパス整備を行うことにより、通行時間短縮を図りアクセス性を向上させる。

【A11-007事業内容について】

・交差点改良も計画に含まれており、アクセスルート外についても事業内容に含むものとする。

凡例

	基幹事業
	主要アクセス
	主要渋滞箇所
	拠点施設
	拠点施設(群)



(確認様式4)

(国)306号 外町・原町工区 (主)彦根近江八幡線 本町・外町工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-008	舗装修繕	1
A11-009	舗装修繕	1



凡例

- - - 基幹事業
- ⇄ 主要アクセス
- 拠点施設
- 拠点施設(群)

(確認様式4)

(国)477号 松尾工区 (主)大津守山近江八幡線 西庄工区 (滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容	アクセス経路
A11-014	舗装修繕	1
A11-015	舗装修繕	1

